

議事日程(第1号)

平成25年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 7 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第60号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第61号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第62号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第63号 平成25年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第13 議案第64号 平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第65号 平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第66号 平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第67号 平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第68号 平成25年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 請願書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第19 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第20 議案第56号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第56号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第57号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正する条例
- 日程第 7 議案第58号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第59号 須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例

- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 請 願 書 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願
- 日程第 1 9 発議第 2 号 道州制導入に反対する意見書の提出について
- 日程第 2 0 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について

出席議員（14名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 4 番 原 野 敏 彦	1 5 番 三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 係 長 百 田 儀 幸

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平 松 秀 一	理 事（地域振興課）・・印 藤 勝 人
理 事（図書館長）・・今 泉 智 明	理 事（公民館長）・・安 川 敏 幸
総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・・・合 屋 勝 秀	税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人

上下水道課長・・・・・・・・石井浩二
社会教育課長・・・・・・・・川津政文
総務課参事・・・・・・・・満行誠

子ども教育課長・・・・・・・・稲永修司
出納課長・・・・・・・・大塚信夫
監査委員・・・・・・・・百田清二

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。ことし最後の定例会になります。会議日程は、短期間の予定でございますが、議員各位、慎重審議していただき、新しい年を迎えたいと思います。

開会前に広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいまから平成25年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。先ほど、議長のほうから最後の議会ということで、今回、短期間でございますが、しっかり審議していきたいと思っております。協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議会運営委員会の協議結果を報告します。

11月29日、午前10時より議会運営委員会を開催し、平成25年第4回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は13件でございます。町長諸報告及び閉会中の組合議会報告2件、請願1件、意見書1件でございます。

会期は、本日12月6日より12月13日までの8日間といたしております。

委員会付託については、議案第62号は予算審査特別委員会、請願は文教厚生委員会、意見書は両委員会にそれぞれ付託いたします。残りの議案については、各委員会に付託することといたしております。なお、議案第59号から議案第61号までは関連議案でございますので一括の提案といたします。

また、議案第56号は契約工期の関係により、本日採決を行います。

一般質問は、12月10日午前9時より行います。一般質問終了後、全員協議会を開催しますのでよろしくお願い申し上げます。

12月9日の現場視察は午前9時半より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を本日から12月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月

13日までの8日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 師走に入りまして、何かと御多用の中、第4回の定例会を開催いたしましたところ、全議員さん出席のもとで開催できますことを心から感謝を申し上げますとともに、きょうは当初議会から久々に多くの傍聴者の方々を迎えての開会ということで、いささか緊張をいたしております。

そのような中にありまして、議会開会の冒頭に当たりまして、私事で誠に恐縮でございますが、お許しをいただいて、来期に向けての決意を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

前町長の残念ながらの突然の辞任に伴いまして、上善水のごとし、流れのままに郷土を愛する一念と議員各位や区長会、職員の献身的な御支援を賜り、さらに町民の方々の温かい御理解のもとで町政を担い、ここまで大過なく町政運営に邁進できましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

12年前に町政を預かるに当たって、私は、人と人、人と自然が共生し、自立ある福祉と教育のための社会づくり、社会のための教育ではなくて、教育のための社会づくりをテーマに、ボランティアによる共生のまちづくり、あるいは小学校区単位としたコミュニティの実現に向けて、町民の方々と行政が協働してまいりたいと所信を述べさせていただきましたが、平成の大合併も終止符を打ち、合併はしなくてよかったという大半の意見の中で、現在は50数年前から経済会から提唱されておりました、道州制制度について、地方の自立の名のもとに、今や国や県では再燃してきているようでございまして、新たな行政構造の再構築が問われているところでございますが、現時点では全国町村会、全国町村議長会にあっては、これは断固反対の構えを取っておりますが、行く行くは民意を問うことが必要になると思っております。

そこで、9月、さきの9月議会で一般質問を受けて、議員の御期待に応えたいと答弁をしてみたいわけですが、その後、後援会を開催していただき、御意見を賜ったり、特に多くの議員各位を初め、国会議員や県議会議員の先生方や区長会の一人一人から背中を押され、今までに感じたことのない多くの町民の方々から、年齢的にも経験的にも今がまさに旬であり、財政

面は回復の傾向にあり、インフラ整備も岐路に立ったこれからの期待したいという御支援、激励を受けまして、当初は3期12年を節目にと思っておりましたが、行政改革や財政の健全化、そして安心安全なまちづくり等、急務で必須の課題も多く、先行き不透明感を解決しなければとの思いから、粉骨砕身、知恵を出し、汗を流し、集大成として、4期目の町政運営に臨む決意でありますので、御理解を賜りたいと願うものであります。

これまで、地元選出の国会議員、渡辺代議士、地元選出の吉松県議会議員との3本の矢で町民一人一人が誇りと愛着を持って、生きがいを実感できる魅力あるまちづくりに努めてまいったわけですが、今後も宮内代議士を核として糟屋郡選出の県議会議員や糟屋郡7町の町長さんたちとスクラムを組み、魅力と活力に満ちた町民の方々が主役、町民の方々が主役のまちづくりにこれからも勇猛邁進することをお約束し、決意表明とさせていただきます。ありがとうございました。

県道筑紫野・古賀線道路改良事業について

それでは、諸報告に入らせていただきますが、県道筑紫野・古賀線道路改良事業についてでございますが、県道筑紫野・古賀線道路改良事業については、以前にも御報告をさせていただいておりましたが、昨年9月定例議会におきまして、県道筑紫野・古賀線改良事業の整備について、宇美町境の新原工業団地入り口から須恵中央交差点までの須恵町内未改良区間を含め、1.7キロが須恵工区として事業認可決定をいたしております。これにより、詳細な設計を行うための現地測量が実施されまして、以後、今日までの経過と今後の計画について御報告をいたします。

本線につきましては、現地測量を昨年9月より11月下旬までの調査期間として実施されております。都市計画道路決定に基づき、全幅25メートル、車道4車線化の計画設計に移行し、福岡県県土整備事務所と町において実施に向けての協議を重ね、区間1.7キロの基本道路方線を定め、期間内にある新原北、南交差点及びスポーツ公園前の交差点の福岡県警察本部の協議を残すのみとなっております。

今後は、関係する行政区、新原区・大島原区、須恵区に対する計画説明会を開催し、その結果により地権者との境界確認作業を、本年度3月までに実施確定し、平成26年度から用地並びに物件補償の算定作業を行いまして、2年から3カ年程度かけて用地買収が進められる予定でございます。

なお、用地買収が済んだところからの工事着工というのは可能であるわけでございます。また、この間、まとまった用地が確保できれば、本工事が着工されるということでございます。

本町の事業促進期成会におきましては、県警本部との交差点協議の推移を見ながら開催したいと考えております。

早期完成に向け、引き続き全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援方よろし

くお願いいたします。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに合わせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今、町長の個人的な報告だけでございますけども、私の前回の一般質問に今、答えをもらったようなわけでございますが、町長にお尋ねしますが、今、人口がものすごくうちの町は増えております。また、幼稚園等もできていますけども、待機児童がまたまた増える可能性はあるとともに、須恵町にまたマンション等ができる予定になっておりますので、恐らく幼稚園等が足りなくなると思いますが、今後、待機児童、または就学前保育等を考えますと、今後どういう考えを持っておられるか。

それと、せっかく今まで行政改革をして、町政はうまく行っとるわけでございますけども、今からまた財政等がいっぱいいることがたくさん出てくると思います。補修工事、いろんなものがありますけども、町長のなかで今から、次に目指す町政の中で、もし心の中にもう計画、入っておれば、いくらかでもようございますから、答えていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 御質問いただきまして、ありがとうございました。

人口が伸びておるということで、本当に、前町長がつくられた志免・須恵線から私になりまして、それとインターを結ぶ1.1キロの連結道路、これも県の事業でやっていただいて、あの赤坂地区が急激に開発をされて、事業所としても有能な事業所がたくさん集まってきておるとようございます。

また、先ほど言われましたように、住宅が建ち混んでまいりまして、人口も非常に伸びております。平成22年に国の方針を受け町政を目指すものをつくったわけでございますが、そのときに、コンサルのほうは、今後は人口が減少するということございまして。私は、いや、人口は減少しないと、横並びあるいは若干の伸びがあるよということ、計画をしておりましたが、当初の人口見込みが大幅に食い違っております。おっしゃるとおりでございます。

今、当初、22年の国調で人口が2万6,000人になったと。私、過去10年間で1,000人増えてなかったわけでございますが、国勢調査後約1年半ぐらいで1,000人増えておるとようございまして、今、2万7,400人ぐらいの人口になっておると思っています。これからも増える傾向があります。

それで、いわゆる東幼稚園とかやの保育所が合築した幼稚園構想を打ち立てまして、一体化の

施設をつくったわけですが、当初の人口見込みが若干甘かったということで、現在でも4歳児、5歳児が若干定数オーバーになっております。それを、私は指示しておりまして、くじ引きではなくて全入させなさいということで、2、3名の定数オーバーでしておりますが、これはTTによってカバーをしていきたいというふうに思っております。

来年度も教育委員会のほうで入園者の見通しを尋ねまして、そしてこれを計画立てて、できれば、今は、れいんぼー幼稚園をつくったばかりでございますが、増築の可能性もあるんではなからうかというふうに思っております。

それから、これからの見通しとしては、確かに幼児の数、あるいは学校も増えてきております。第2小学校、今増築しておりますが、これについてもなかなかその4教室だけで足りるのかという問題がある。これは校区の編成替えをしなければならない時期が来るのではなからうかというふうに思っております。

それから、待機児童の問題でございますが、この待機児童については、南幼稚園の下に留守家庭児童対策のビスケットの部屋があります。これを活用したいということで、当初は民間の保育所、スポーツ公園の横にあります保育所をお願いをしたわけですが、園長が体調があまり好ましくないということで、受けることが不可能になったということでございまして、もう1園あります、レインボー道路の隅にあります無認可の保育所があるわけですが、その無認可のほうをお願いをしましたら、快く、うちのほうもいわゆる定数オーバーをきたしておると。どっかですたいということでありましたので、そこにすると。ただ、認定、その保育園と、無認可ということになりますと、お金の額が違いますので、それは無認可ということで町のいわゆる就園奨励費的なものをこれから検討しなければなりません、足して、それと相殺する形でその建物の借地料と言いますか、賃借料に充てていただくというようなことにしまして、これを近々に改修するという方向でいっております。

御存じのように、南幼稚園の下の留守家庭児童のほうは、第1小学校の校庭内にいわゆるコミュニティセンターと合わせた留守家庭児童対策の部屋を今、建築中でございますので、それは何とかクリアできるということでございます。以上でしたかね、質問。そういう状況でございます。議長（三角 良人） 松山議員。

議員（3番 松山 力弥） 今後でございますけども、ほかの幼稚園等の改修工事等のときには、町長のお考えは、幼稚園と保育園を一体と考えておられるのでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 私は、須恵町に住む保育所の園児も幼稚園児も、同じ須恵町民だという考え方でございますので、1つの建物の中で保育あるいは教育をするのが妥当だという考えでございまして、幼稚園構想というのは着々と進めていきたい。今、東保育園とかやの保育所を一元化

した施設。

今後は、西幼稚園がその次に古い建物でございますので、将来的には第一保育所と西幼稚園を合築した幼稚園、今、アザレアとっておりますが、これの新築工事を山の神広場当たりにつくればということで、それは用地がありますので何とかしたいと。それに合わせて、そうすると西側地区に広場がないというような状況でございますので、今、残地として残っております旧焼却場、これをどのようにしたらいいかということで設計を上げさせていただいておりますので、そこを広場として逆に提供していきたいという考えを持っております。その後、南幼稚園ということになるかというふうに思っておりますが、ここは幼稚園だけでございますので、現在地に保育所は民間委託しておりますから、来年度から給食もやりますので、何とかそれをうまく、半分を解体して、そこに新築を建てるとか、それは将来的に、5年サイクルぐらいでやっていきたいなという考え方を持っております。

議長（三角 良人） ほかにございませんか。これにて、質問を終結します。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員（5番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

去る10月25日平成25年度第5回定例会が開催されました。議事日程については、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第14号は粕屋南部消防組合、粕屋中南部休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正前は「診断書または証明書を以下診断書等」と言っておりましたが、改正後は「診断書、感染症等の証明を含む以下診断書」と改正しております。全員賛成で可決しております。

議案第15号は、平成24年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書です。歳入総額は17億2,665万8,163円、歳出総額は17億1,357万4,504円、歳入歳出差引額は1,308万3,659円、実質収支額は1,308万3,659円、全員賛成で可決しております。

議案第16号は、平成24年度粕屋南部消防組合、粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について。実質収支に関する調書で歳入総額は5,131万4,844円、歳出総額は3,286万4,973円、歳入歳出差引額は1,844万9,871円、実質収支額も

1,844万9,871円です。全員賛成で可決しております。

なお、議案書、歳入歳出決算書は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

これで、消防議会報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。7番、吉本實議員。

議員（7番 吉本 實） おはようございます。早速ですが、北筑昇華苑議会報告をいたします。平成25年11月11日に古賀市役所会議室において、第1回臨時会が開催されました。

まず、第5号議案福岡県市町村職員退職手当組合の変更について。組織する地方公共団体の数を増減し、規約を変更する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分とされ、全員賛成で承認されました。

第6号議案は、平成25年度補正予算案で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ2億5,836万円となりました。施設整備資金へ積み立てるもので、全員賛成で可決されました。

第7号議案は、平成24年度決算の認定で、歳入歳出総額2億8,453万592円、歳出総額2億5,722万7,791円、歳入歳出差引額が2,730万2,801円となっており、全員賛成で可決されました。

以上、詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第59号から議案第61号は、提案理由が同じでありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

また、議案第56号は、工事契約工期の関係で、本日委員会審査を行い、日程を追加し、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第5．議案第56号

議長（三角 良人） 日程第5、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉松まちづくり課長。

まちづくり課長（吉松 良徳） おはようございます。議案書1ページをお願いいたします。

議案第56号工事請負契約の締結についてでございます。下記工事の請負工事の締結について、須恵町議会の議決にすべく、契約条例の第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵南幼稚園給食室新設等工事、契約方法、指名競争入札、請負金額、6,436万5,000円、請負者、福岡市博多区空港前5丁目5番5号、株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証として643万7,000円でございます。条件といたしまして、工期は契約の効力が生じた日から平成26年3月25日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いとするが、40%の前払い金制度を適用いたします。

今回の工事につきましては、須恵町近隣市町で工事实績があり、本店、支店、または営業所の所在地が福岡市及びその近郊にある6社を指名いたしまして、11月8日仕様書配布、11月20日に入札会を実施いたしました。その結果、株式会社飯田工務店が落札したものでございます。ちなみに、落札率は97.30%、設計額に対する請負率は96.23%でございました。11月26日仮契約を締結し、本日議決をいただければ、本日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第6．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第6、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。議案書の2ページをお開きください。

議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案の内容は、平成17年の人事院勧告にしたがって、国家公務員に準じて須恵町の一般職の職員の給与につきましても、平成18年度から平成21年度の4年間にわたり、昇給の抑制を行いました。平成24年2月に国家公務員の給与改定の法律が公布され、その昇給抑制の回復が図られましたので、国家公務員に準じて抑制をしておりました本町の一般職の職員の給与につきましても、このたび昇給抑制の回復を行うものでございます。

次の3ページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する条例の附則に、次の2項を加えるものでございます。

第6項で平成26年1月1日において40歳未満の職員について、1号級です、6項は、平成26年4月1日において40歳に満たない職員ということでございますが、この基準日は平成26年1月1日でございます。平成26年1月1日において、40歳未満の職員について1号給、38歳未満の職員について2号級、上位の号級に回復する。

次の第7項では、平成26年4月において該当する職員について1号級、上位の号級に回復するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

— 質疑なしと認めます。

よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7 . 議案第58号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木税務課長。

税務課長（櫻木 幹夫） おはようございます。それでは、4ページをお開きください。議案第58号でございます。須恵町税条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されておりますが、平成25年6月12日に公布されたのち、修正されておりますので、当該条例の一部を改正する必要性が生じておりますので、提案するものでございます。

改正文につきましては、次のページ、5ページでございます。それから、新旧対照表につつま

しては、6ページ以降に添付させていただいております。

今回の改正の内容といたしましては、前回、9月定例議会で議決をいただいた分につきまして、その後、さらに頂ずれ及び文言ではございますが、修正が生じておりますので、改正となっております。

以上、審議方、よろしく申し上げます。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第58号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第8．議案第59号

日程第9．議案第60号

日程第10．議案第61号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、以上、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） おはようございます。それでは、議案第59号及び60号、61号の3条例につきまして、提案理由が同一でございますので、一括して説明させていただきます。

議案書の10ページをお願いします。

議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、附則第18条及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、附則第19条の規定に基づき、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。これらの法律は、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に目指す観点から、消費税の用途を明確化し、2段階で消費税率を上げることを目的として定められたものでございます。

今回は、施行日である平成26年4月1日以降に消費税率が現行の5%から8%に改正される

ことによるものでございます。これと合わせて3条例につきまして、文言等の改正をさせていただいております。

それでは、新旧対照表にて説明したいと思います。13ページをお願いいたします。

中段より下のほうで、第19条中改正前は「100分の105を乗じて得た額」となっておりますものを、改正後は、「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものでございます。これは、平成27年に予定されております、消費税率10%に引き上げられたときにもこれが対応できるように改めるものでございます。

11ページに戻っていただきまして、附則の第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

第2項で、改正後の第19条の規定は、平成26年6月分の使用料から適用し、同年5月分以前の使用料については、なお従前の例によるものでございます。ただし、平成26年4月1日以降に下水道使用を開始した案件については、改正後の規定を適用するものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表で御説明したいと思います。18ページお願いします。

こちら先ほどと同じように、第15条第1項中、改正前は「100分の105を乗じていた額」となっておりますものを、改正後は「消費税及び地方消費税を加算した額」に改めるものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例でございます。新旧対照表で御説明したいと思います。

23ページをお願いいたします。

第27条第4項中、改正前は「100分の105を乗じていた金額の10円未満を切り捨てた金額とする」となっておりますものを、改正後は「消費税及び地方消費税を加算した金額とする。ただし、消費税及び地方消費税を加算した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる」に改めるものでございます。

次に、下段の第34条第1号。改正前は、「新規に給水装置を申し込む場合の加入金は、次の金額とする。次のページでなお、一次用については3カ月を期限とする」となっておりますものを、「新規に給水装置を申し込む場合の加入金は、次の金額に消費税及び、次のページで地方消費税を加算した金額とする。ただし、消費税及び地方消費税を加算した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。なお、一次用については3カ月を期限とする」に改め、次の表中、改正前は5%の消費税を加算した内税方式で表記しておりますものを、改正後は消費税を

加算する前の外税方式に表記を改めるものでございます。これも消費税率が10%になった場合にも対応できるように改めるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号須恵町公共下水道条例の一部を改正する条例、議案第60号須恵町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例、以上3議案を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第61号は、総務建設産業委員会に付託します。

日程第11．議案第62号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第62号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

子ども教育課長（稲永 修司） おはようございます。議案書の26ページでございます。

議案第62号工事請負契約の変更について。下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前は工事名、第2小学校校舎増築工事、契約方法、指名競争入札、請負金、8,557万5,000円、請負者、糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2 因建設株式会社代表取締役 因善一、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証855万8,000円でございます。条件は工期で、契約の効力が生じた日から平成26年1月31日まででございます。変更後は工事名、契約方法の変更はございません。請負金8,694万4,200円。請負者、契約保障の方法、条件は変更ございません。

今回の変更の主なものは、新築校舎の出入り口の建具の変更と教室設備及び防火設備の追加によるものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号工事請負契約の変更につい

てを総務建設産業委員会に付託します。

日程第12・議案第63号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は27ページでございます。

議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）ですが、地方自治法の規定により、平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,609万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,857万8,000円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条では、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表地方債補正による。

第3条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入でございますが、9款地方交付税につきましては、今回の補正の歳出額に対しまして特定財源を充当して、なお不足する額について普通交付税6,620万6,000円により財源手当てをいたしております。

13款国庫支出金につきましては、児童手当、障害者医療の国庫負担等でございます。

それから、国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の追加内示による増額でございます。

14款県支出金は、児童手当、国民健康保険の県負担金などでございます。

20款町債につきましては、第2表で説明をいたします。

3ページ。歳出ですが、全体をとおして職員の人件費の調整を行っております。

その他の主なものを申し上げてまいりますと、3款民生費については、1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計の繰出金の増額など。

それから第2項児童福祉費については児童手当の追加計上等でございます。

第6款農林水産業費については1項農業費で農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額等でございます。

8款土木費5項下水道費については、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額等で316万5,000円の減額等でございます。

10款教育費、4ページをお願いいたします。2項小学校費において、来年度入学児童への配付の教材費あるいは学級数、児童数増に対応するための消耗品備品購入等が主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正で変更でございます。記載の目的、道路改良事業債限度額4,070万円を変更後は限度額5,370万円に増額をいたします。その他の変更はございません。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為の補正でございますが、追加として業務システム再構築事業のシステム改修の委託。内容は子ども・子育て支援新制度導入に伴う業務委託でございます。期間は平成25年度から26年度までの2カ年間、限度額503万3,000円の債務負担行為を設定するものです。

以上であります。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成25年度須恵町一般会計補正予算（第5号）についてを、予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に合屋伸好議員、副委員長に今村桂子議員であります。

日程第13・議案第64号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） おはようございます。議案書の28ページでございます。

議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の補正予算書37ページをお願いいたします。

議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,289万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億6,765万3,000円とするものです。款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。38ページをお願いいたします。

歳入の3款1項国庫負担金1,504万円、2項の国庫補助金423万円及び6款2項県補助金の423万円の補正は、歳出の一般被保険者の療養給付費及び療養費と高額療養費を補正いたしておりますので、その財源として各補助率で計上をいたしております。

4款1項療養給付費交付金、減額の4,009万1,000円の補正は、社会保険診療報酬支払い基金からの通知に基づくもので、補正を行っております。

7款1項共同事業交付金700万円の補正は、3月までの交付の見込みにより計上いたしております。

8款1項他会計繰入金9,156万2,000円の補正は、保険基盤安定繰入金の確定と、歳出の9款の諸支出金の療養給付費返還金を含む財源不足分と、職員の給与費等の増によるものでございます。

10款1項延滞金加算金及び過料の67万円の補正は、延滞金、次の3項雑入の25万1,000円は一般被保険者の返納金で11月までに納入された金額で補正を行っております。

次の39ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費の59万7,000円の補正は、人件費の補正でございます。

2款1項療養諸費1,500万円、2項高額療養費1,200万円の補正は、3月までの医療費の見込みにおいて、また4項の葬祭費においても予算に不足が生じますので、追加補正をいたしております。

9款1項償還金及び還付加算金の5,505万5,000円は、24年度の実績に基づく療養給付費負担金の精算金の財源として、補正をいたしております。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長(三角 良人) これより、質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第64号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第64号平成25年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第14・議案第65号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。別冊の補正予算書50ページをお願いいたします。

議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ2億6,284万1,000円とするものです。

款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。51ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款1項他会計繰入金の減額の899万8,000円の補正は、人件費の減額と前年度繰越金が確定し、計上しておりますので、事務費繰入金を減額し、25年度の保険料の軽減分が確定しておりますので、保険基盤安定繰入金の増額をしております。

4款1項繰越金1,214万9,000円は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回、計上をしております。

次の、52ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項総務管理費の減額の579万9,000円の補正は、人件費の補正でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の895万円の補正は、24年度の保険料において出納整理期間中の25年4月と5月に納入された保険料を、25年度に広域連合に納付するための補正でございます。

以上、御審議方、よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めま

す。よって、議案第65号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成25年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第15．議案第66号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の30ページをお願いします。

議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の57ページをお願いいたします。

平成25年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,946万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億9,644万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

58ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款1項国庫補助金、補正額マイナス4,675万円は、国庫補助金確定に伴う減額でございます。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス316万5,000円は、一般会計繰入金の減額でございます。

6款1項繰越金、補正額666万3,000円は前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額87万1,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので、増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス4,710万円は、国庫補助金の減額に伴うものでございます。

59ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項総務管理費、補正額マイナス15万2,000円は人件費の減額と受益者負担金前納報奨金を増額し、これらを差し引きした補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス8,590万1,000円は国庫補助金確定に伴う減額でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス341万円は、平成24年度町債借入額の確定に伴う減額でございます。

60ページをお願いします。

第2表地方債補正、1、変更。記載の目的、下水道事業債、多々良川流域関連公共下水道分、変更前、限度額3億3,240万円を変更後2億8,570万円に、国庫補助金確定に伴う減額でございます。

続きまして、特別措置分、変更前、限度額4,800万円を変更後4,760万円に減額するものでございます。記載の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、審議方、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

——質疑なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成25年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16・議案第67号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の31ページをお願いします。

議案第67号平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の69ページをお願いします。

平成25年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

70ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

1 款 1 項分担金、補正額 1 1 1 万 9, 0 0 0 円は、受益者分担金を増額しております。

3 款 1 項他会計繰入金、補正額マイナス 4 7 2 万 2, 0 0 0 円は、一般会計繰入金の減額でございます。

4 款 1 項繰越金、補正額 3 6 0 万 3, 0 0 0 円は、前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 7 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 7 号平成 2 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 1 7 . 議案第 6 8 号

議長（三角 良人） 日程第 1 7、議案第 6 8 号平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 3 2 ページをお願いします。

議案第 6 8 号平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 7 3 ページをお願いします。

第 1 条、平成 2 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額マイナス 4 7 2 万 8, 0 0 0 円は、人件費の減額と労務単価の改定に伴います水源補償金等を増額し、これらを差し引きした補正でございます。

以上、御審議方、よろしくお願いいいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 8 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 8 号平成 2 5 年度須恵町水道事

業会計補正予算（第1号）を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第18．「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

議長（三角 良人） 日程第18、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。11番、柴田真人議員。

議員（11番 柴田 真人） 「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願でございます。請願者は松尾 昇氏、須恵町大字須恵558の15でございます。

請願理由としましては、平成23年度義務標準法の改正が行われ、小学1年生から35人学級が実現し、また24年度には加配措置にとどまったものの、2年生の35人学級が実現し、25年から29年まで5年間で、中学校3年生まで35人学級、こういうふうな段取りでございましたが、これが今後の検討課題となっており、ここでとまったというわけでございます。そういう意味からしまして、平成26年度政府予算編成において、請願趣旨の実現に向けて地方自治法第99条の規定に基づき貴議会より国の関係機関への意見提出を、要請いたしますということが出ています。検討、よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

—質疑なしと認めます。

お諮りします。本請願の取り扱いを、文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、「少人数学級推進」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を、文教厚生委員会に付託します。

日程第19．発議第2号

議長（三角 良人） 日程第19、発議第2号道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。3番、松山力弥議員。

議員（3番 松山 力弥） 道州制導入に反対する意見書でございます。

道州制導入に関しては、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して、丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき、法案が提出されようとしていることは誠に遺憾であるとする緊急声明を行いました。

さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し、要請したところであります。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られます。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。

それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではありません。

よって、我々須恵町議会は、道州制の導入に断固反対し、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出しますので、御賛同をお願いいたします。

以上です。

議長（三角 良人） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。長澤議員。

議員（12番 長澤 誠司） 今、意見書を、道州制の導入に反対するという意見書の案が出ましたけど、まず、私が15年から19年まで議長しているときとその後ともう、平成の合併とかそういう流れがあっているいろいろ変わったとは思いますが、まず、道州制、福岡県の場合、九州ですが、道州制のあり方についていろいろ勉強会がっております。私もつい最近行かせてもらいました。うちの町から6人の議員さんが行きました。それからよその町もぼつぼつ来られて、糟屋地区の議長さんも2人、前は1人でございましたが、そういうふうにそういう場所に行って、まずそれから判断を皆さん、いろんな意見を、普通聞けないような人の講師がおりますが、そういうのを聞いた上で、こういうのに反対とか導入というのがまず先じゃないかなと思う。まず、上からのありきの小さな話をするんじゃなくて、やはり須恵町議会として権威あるね議会として、そういう場に勉強の場がありますので、そういうとこで聞いて判断するのほひとつの方法ではないかという質疑を申し上げます。

議長（三角 良人） 今のは、意見ですか。

議員（12番 長澤 誠司） いやいや、質疑です、まずは、こういう場所がありますから、勉強に行かれるのはいかがなもんかなということ。

議長（三角 良人） 意見でしょ。質疑じゃないでしょ。

議員（12番 長澤 誠司） いやいや。質疑——意見だったらあなた、意見とかいうのは個人的なあれなんで、勉強の場がありますよというのに参加して判断してもいいんじゃないでしょう

かていう……。

議長（三角 良人） という意見でしょ。

議員（12番 長澤 誠司） 質疑をといたから……。

議長（三角 良人） 質問じゃないでしょ。

議員（12番 長澤 誠司） 質疑の意見で今。委員会でもまた言いますが、それは自分たちのあれ、討論になると思いますが、こういう場所に参加してもらうのも、参加してもらえば、そういう、判断の材料になるんじゃないかなという、そういう……。

議長（三角 良人） 提案ですね、それはね。はい。

ほかに質問、ございません——これにて質疑を終結します。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて、各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、道州制導入に反対する意見書の提出については、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

ここで、お諮りいたします。提案理由の説明が終わりましたので、暫時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。

再開は、総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。

休憩に入ります。

午前11時24分休憩

午前11時44分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。

付議されました議案第56号については、休憩後は、日程を追加することになっておりますので、ここで、日程を追加し、日程第20、議案第56号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第20．議案第56号

議長（三角 良人） 日程第20、議案第56号工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） それでは、議案第56号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の委員会審査の報告でございます。議案書は1ページとなっております。

工事名、須恵南幼稚園給食室新設等工事、契約の方法、指名競争入札、請負金、6,436万5,000円、請負者、福岡市博多区空港前5丁目5番5号 株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人、契約保証の方法、契約保証金、前払い保証事業を行う保証事業会社の保証、643万7,000円、1割でございます。条件は工期といたしまして、契約の効力が生じた日から平成26年3月25日までとなっております。なお、40%の前払い金制度を適用するということでございます。

早急な審査となりましたのは、本日12月6日に議決いたしましても、110日間4カ月を切る工期しかないということでございます。また、指名は福岡市及び周辺Aランクの6社を指名いたしまして、飯田工務店が落札したということございまして、これは11月7日の臨時会で補正が組まれておりました。金額は6,700万円でございます。これに対し、落札率97.30%、設計額に対する請負率が96.23%という結果でございます。

なお、落札率が少し高いのではないかという質疑が出ております。これは、予定額を極力落としているためにぎりぎりの落札率になっているということでございます。なお、また設計価格のほうも少し高めに設定されているようでございますので、以後また要検討をお願いするということでございます。

なお、工期が御承知のとおり少ないため、追加変更も極力ないように努めていただくよう、要望いたしまして、結果、総務建設産業委員会は全員賛成で採択でございます——失礼しました、可決でございます。

以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第56号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月10日午前9時に再開します。本日はこれにて散会します。

午前11時50分散会
